

## 福島県スマート農業普及推進プラットフォーム設置規約

### (趣旨)

第1条 本県の農業・農村の持続的発展に向けて、農業者が適切にスマート農業の導入を図ることができるよう官民が連携し、スマート農業技術の導入を推進する「福島県スマート農業普及推進プラットフォーム」を設置し、スマート農業技術の普及推進を行う。

### (事業内容)

第2条 本会の事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) スマート農業技術に係る情報発信
- (2) スマート農業技術に係るセミナー等の開催
- (3) スマート農業技術に関する情報交換
- (4) その他スマート農業の普及推進に関すること

### (事務局)

第3条 本会の事務局は、福島県農林水産部農業振興課に置く。

### (会員資格)

第4条 会員は、次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 福島県内で活動している又は活動を予定している農業者、農機メーカー、販売店、農業支援サービス事業体、地方自治体、農協等で第1条の趣旨に賛同し、第2条の事業内容に協力する者
  - (2) 会員が相互に情報交換を行うこと、本会に提供した情報を共有することに同意する者
  - (3) 反社会的勢力に該当しない者、および反社会的勢力と関わりを持たない者
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
- (1) この規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
  - (2) 解散又は営業を停止したとき
  - (3) 前号に該当することが判明したとき
  - (4) 事務局と会員との間で、電話、電子メール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を超えたとき
  - (5) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

### (入退会)

第5条 プラットフォームに入会しようとする者は、電子メール、電子申請等により、入会申込書を事務局に提出する。

- 2 入会申込書に記載した事項を変更する場合は、速やかに変更届を事務局に提出する。
- 3 退会しようとする者は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができ

る。

(会費)

第6条 会員の会費は無料とする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この規約は、令和7年11月28日から施行する。